

発議第6号

国民健康保険制度改革に関する意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成29年9月28日提出

提出者 高山市議会議員 倉田博之

賛成者 高山市議会議員 牛丸尋幸
水門義昭
渡辺甚一
山腰恵一
榎隆司

国民健康保険制度改革に関する意見書

国民健康保険は被用者保険等に加入できないすべての国民が加入する医療保険であり、国民の保健のセーフティーネットとして大変重要な役割を果たしている。

しかし、加入者には低所得者や高齢者も多いため、保険料の徴収における課題や市町村における厳しい国保財源など、多くの問題が顕在化している。

現在、県と市町村においては、平成30年度より国保事業を県事業に移行するため議論が続けられているが、国からの新たな予算措置3,400億円のみが先行する中で、全体概要については不明瞭な部分が多く、市町村をはじめ多くの住民が不安を感じている。

よって、県におかれては、国民健康保険法第1条にある「国民健康保険事業の健全な運営の確保」と「社会保障及び国民保健の向上への寄与」という目的に沿った事業を堅持していくため、以下の事項の実施を強く求めるものである。

1. 平成30年度からの納付金や運営方針は、いまだ明らかにされず、議論の概要も見えてこない。移行に関する事業概要を早急に示されたい。
2. 新制度移行にあたっては、県内すべての市町村において、保険料の引き上げとならない事業の枠組みを構築されたい。
3. 市町村の負担が現行以上のものにならないよう、移行に対する更なる予算措置も含めた十分な配慮を改めて国に要望されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

高山市議会